

## II-7 委員会構成団体報告編 国立国会図書館 文化財レスキュー事業参加報告：国立国会図書館

中島 尚子 国立国会図書館 収集書誌部 資料保存課

### 1. 参加の体制

#### 1-1 参加までの経緯

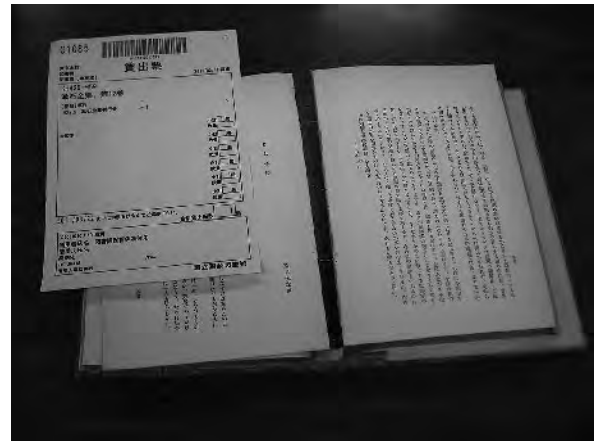
東日本大震災発生から1年が経過した。非常に強い揺れと大津波によって多くの方が被災され、亡くなられた。ここに改めて哀悼の意を捧げると共に、一刻も早い被災地域の復旧、復興を願う。

平成23年3月11日午後2時46分、宮城県沖海底を震源として東日本大震災が発生し、東京都千代田区永田町に所在する国立国会図書館（以下「当館」という。）も震度5強の揺れに見舞われた。地震発生直後から、建物の安全確認、利用者・職員等の安全確保、書庫出納停止・閲覧業務継続、帰宅困難者対応等、様々な復旧作業に追われた。東京本館の本館書庫の上層階では約180万冊の資料が書架から落下し、その内約500冊程度に利用に支障のあるレベルの破損が生じた。震災後は、開館時間を短縮して利用可能な資料の提供を継続しつつ、3月末日まで職員による落下資料の書架への復旧作業を行った(注1)。



本館書庫の復旧作業の様子

当館は資料保存担当部署に専門職員を擁し、当館所蔵資料の保存対策を推進すると同時に、国内及びアジア地域の図書館における資料保存活動を普及している。これまで図書館・文書館における資料防災について周知を図ってきたが、今回、当館自身が震災による大きな被害を経験することとなった。



落下で破損した当館資料

一方、被災地域の凄惨な状況が報道で明らかになる中、当館は国の図書館として、被災地の図書館を支援することとした。館内に東日本大震災対策本部被災地支援作業部会を設け、被災資料の救済方法や被災地域向けの文献提供サービスやホームページを通じた復旧関連情報提供による支援等を早期に実施すると同時に、専門の職員が被災現地に赴いて行う支援の方法も模索し続けた。

そのような中、文化庁が、東日本大震災によって被災した動産文化財の緊急保全、廃棄・散逸防止のため、東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業（以下「文化財レスキュー事業」という。）を実施し、美術工芸品のみならず、典籍、古文書、歴史資料等も保全対象とすることとなった。5月上旬に文化庁から協力要請を受け、当館も資料保存部門を擁する機関として、文化財レスキュー事業の構成団体となり、東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会（以下「救援委員会」という。）の要請に応じて支援を行うこととした。

#### 1-2 国立国会図書館の被災地図書館支援の取り組み

文化財レスキュー事業とは直接の関係はないが、当館も独自に被災図書館のための支援を実施した。宮城県図書館と岩手県立図書館から、津波による被災資料の復旧方法に関する照会があったことにより、当館は5月9日から11日にかけて職員2名を派遣し、岩手・宮城・福島3県の県立図書館及び岩手県

釜石市立図書館、津波によって全所蔵資料2万冊が海水に浸かり、甚大な被害を受けた同県野田村立図書館を訪問し、各地域の図書館の被災状況及び支援要望把握のための実態調査並びに郷土資料の応急処置方法に関する助言等を行った(注2)。



平成23年5月の野田村立図書館内部

1回目の訪問の後、岩手県立図書館から再度の要請を受けて、当館は5月30日から6月2日にかけて職員1名を野田村立図書館へ派遣し、県立図書館の呼びかけによって集まった近隣市町村立図書館の司書等の協力を得ながら、長期保存対象とすべき郷土資料の選別、乾燥・クリーニング・殺菌等の応急処置と、資料データのリスト化、簡易な保存容器作製・収納、全壊した図書館庁舎からより安全な体育館への一次避難を行った(注3)。



近隣図書館司書等による応急処置風景

上述のような、県立図書館を仲介とした支援活動は、当館・各県立図書館・各市町村立図書館の間で、図書館資料の相互貸借やレファレンス業務といった日常業務における協力ネット

ワーク体制が既に構築されていたことによって実現したものであり、図書館における被災復旧支援の枠組みとして一定の評価ができると思う。こうした資料復旧の取組みの他にも、各県立図書館の依頼により、当館職員を講師として派遣し、水損資料の応急処置や落下で破損した資料の修復に関する研修も行った。今回の震災では、沿岸部の津波被害に耳目が集中しがちであるが、内陸部で広く建物被害、落下による図書破損被害があったことに言及しておきたい。

### 1-3 文化財レスキュー事業への具体的な参加体制

#### 1-3-A 陸前高田市立博物館所蔵漫画雑誌状態調査

構成団体としての登録以降、暫く救援委員会経由の協力依頼を待つ状態が続いたため、当館から紙資料に関する支援の有無について救援委員会に照会し、東京国立博物館神庭信幸保存修復課長をリーダーとする陸前高田市立博物館所蔵コレクション復旧支援の内、漫画雑誌の状態調査に参加することとなり、7月18日から20日にかけて職員1名を派遣した。

#### 1-3-B 岩手県野田村立図書館郷土資料安定化処理

野田村立図書館の郷土資料は当館の支援事業として応急処置を行った後、安定化処理が保留となっていたが、その後、文化財レスキュー事業として、平成23年11月に職員1名を派遣し、安定化処理対象資料の授受手続きを行って当館に搬送し、平成24年3月末まで処理を行い、返却した。

#### 1-3-C 岩手県立博物館救出古文書安定化処理作業支援

岩手県立図書館の仲介により、岩手県立博物館で応急処置が行われていた陸前高田市立図書館所蔵の岩手県指定文化財である吉田家文書(注4)の定留等近世文書の状態調査と大槌町前川家文書(注5)の安定化処理作業支援に従事した。文化財レスキュー事業としては、平成23年12月から平成24年3月まで、月1回、1泊2日から2泊3日程度のスケジュールで、当館職員3名を含む図書館に勤務する修復専門職員3~5名を派遣した。

## 2. 経費調達

### 2-1 国立国会図書館における文化財レスキュー事業に係る経費調達の概況

当館の内国出張旅費は、前年度末までに使用計画を策定し、館内で査定した後に配分されている。よって出張計画は震災前に既に確定してしまっており、震災復旧支援のための旅費は確保していない状況だった。5月には文化財レスキュー事業に派

遣する職員の登録を行ったものの、それまでの間に当館でも既に旅費を調整して被災地図書館訪問調査を行っていたこともあり、状況が更に厳しくなっていたため、1名の職員を、紙資料の被災復旧の助言・指導のために2泊3日程度で派遣するという小規模な申請内容となった。その後、初めての文化財レスキュー事業参加となった、陸前高田市立博物館所蔵漫画雑誌状態調査に際しては、既に配分の決まっていた旅費の使途と震災復興支援とで緊急性を比較考量し、可能な案件は延期して旅費を捻出した。

野田村立図書館所蔵郷土資料の安定化処理については、当館も必要性を認識し、同館からも要望があったが、旅費の関係上、当館職員の派遣は難しく、当館へ資料を搬送して作業するにしても、資料の授受に係る職員の旅費、資料搬送費等を捻出できずに着手しかねていた。しかし、8月以降、文化庁の助成により職員派遣の旅費も支弁を受けられるようになった状況を受け、野田村立図書館支援も文化財レスキュー事業として、岩手県教育委員会から依頼を受けて実施できるようになった。

岩手県立博物館における古文書の安定化処理支援に関しては、救援委員会から旅費・資材費の支弁を受けて、12月から平成24年3月までに4回支援に赴いた。

## 2-2 経費調達実績

具体的な経費の調達実績は以下の通りである。

### 2-2-A 陸前高田市立博物館所蔵漫画雑誌の状態調査及び修復計画案作成（7月18日～20日）

当館派遣職員分について、当館が旅費を負担。

旅費：<派遣人数>1名

<旅程>2泊3日（北上市泊）

<派遣先>一時保管施設（陸前高田市）

### 2-2-B 岩手県野田村立図書館郷土資料安定化処理

救援委員会が旅費、資料搬送費、資材費を負担。

・資料の預かり 11月15日～16日

旅費：<派遣人数>1名

<旅程>1泊2日（久慈市泊）

<派遣先>野田村立図書館（九戸郡野田村）、岩手県立図書館（盛岡市）

資料搬送費：宅配便にてコンテナ3箱分（立替払い）

資材費：扇風機、クリーニング用クロス等（資料の乾燥・クリーニング用消耗品）

・資料の返却 平成24年3月29日

旅費：<派遣人数>1名

<旅程>日帰り（③岩手県立博物館支援の中日に盛

岡市から往復。）

<派遣先>野田村立図書館（九戸郡野田村）

資料搬送費：宅配便にてコンテナ3箱分（立替払い）

### 2-2-C 岩手県立博物館救出古文書安定化処理作業支援（全4回）

救援委員会が旅費、資料搬送費、資材費を負担。派遣先はすべて岩手県立博物館（盛岡市）。

・第1回目 2月13日～14日

旅費：<派遣人数>当館職員3名

東京都立中央図書館職員1名

<旅程>1泊2日（盛岡市泊）

・第2回目 平成24年1月26日～28日

旅費：<派遣人数>当館職員3名

東京都立中央図書館職員1名

<旅程>2泊3日（3名）、3泊4日（1名）（盛岡市泊）

・第3回目 平成24年2月23日～25日

旅費：<派遣人数>当館職員4名

東京都立中央図書館職員2名

<旅程>2泊3日（4名）、1泊2日（2名）（盛岡市泊）

資材費：吸水クロス、ろ紙、締め板、重石（資料の洗浄・乾燥用消耗品）

・第4回目 平成24年3月28日～30日

旅費：<派遣人数>当館職員3名

<旅程>1泊2日（2名）、2泊3日（1名）（盛岡市泊）

<その他>2泊3日の1名は、29日に野田村立図書館に郷土資料を返却。

資料搬送費：宅配便にて用具を国立国会図書館に返送（立替払い）

## 3. 具体的な作業内容

### 3-1 陸前高田市立博物館所蔵漫画雑誌の状態調査及び修復計画案作成

陸前高田市立博物館所蔵コレクションについては、東京国立博物館神庭信幸保存修復課長をリーダーとする現保管施設における収蔵展示を目指した復旧作業と、岩手県立博物館等専門機関における収蔵品救済が進行している。

当館は構成団体として職員1名を派遣し、同館所蔵コレクションの内、漫画雑誌の状態確認と、修復方針策定のための予備調査を行った。当該資料は、同館で実施された「昭和のマンガ展」のために陸前高田市在住の収集家から寄贈された、週刊



救出された漫画雑誌



泥に覆われている様子

少年・少女漫画誌の創刊号並びにその付録小冊子等を含む貴重なものである。調査したところ、数量は、漫画雑誌約2,000点、付録の小冊子約500点であった。一部は乾燥していたが、全体的に湿ってカビが発生し、コート紙が用いられた表紙同士が癒着していた。また一部は付着した土砂の層が紙の乾燥を妨げていた。

そのような状態の資料について、特定非営利活動法人文化財保存支援機構と当館から、表面の土砂除去と乾燥、カビの除去・殺菌、表紙癒着の剥離、保管・風通しの改善、除湿器・空気清浄機の併用等を提案した。

当該資料は、平成24年3月現在、冷凍保管され、安定化処理を待っている状態である。

### 3-2 岩手県野田村立図書館所蔵郷土資料について

岩手県野田村立図書館の郷土資料130点(220冊)については、応急処置が済んでいたものの、資料には水分が残留し、

保存容器の紙も湿気による波打ちが見られ、資料の安定化処理が必要と判断されたため、当館に当該資料を搬送し処理を行うこととなった。当該資料について、解体、水洗、殺菌、乾燥、クリーニング、再製本、処理記録作成を行った。平成24年3月に作業は終了し、野田村立図書館に3月29日に返却した。



作業の様子



安定化処理の終わった郷土資料

### 3-3 岩手県立博物館救出古文書安定化処理作業支援

岩手県陸前高田市立図書館は津波により壊滅し、職員全員が死亡ないし行方不明となった。所蔵資料の内、流出を免れた岩手県指定文化財吉田家文書や市議会資料、市史編纂資料等は4月に岩手県立博物館に搬出され、清掃・脱塩・真空凍結乾燥・燻蒸などの安定化処理が施された。その後、岩手県立図書館の仲介により、岩手県立博物館赤沼英男学芸第二課長の指導の下、吉田家文書の定留、その他近世文書の状態調査及び岩手県大槌町の個人宅から救出された前川家文書の安

定化处理を当館が担うこととなった。作業には、当館職員の他、東京都立中央図書館で資料修復に専門的に携わる職員も参加した。

12月の初回作業では、定留等98冊について状態点検及び写真撮影・記録票の作成を行い、平成24年1月の作業では、残りの状態点検及び写真撮影・記録票の作成を行い、調査点数は129点に及んだ。また、前川家文書の内、一枚物(注6)約850点について、写真撮影、次亜塩素酸ナトリウム水溶液による殺菌、水道水2回・精製水1回の洗浄及び送風乾燥を行った。

平成24年2月の作業では、前川家文書の内、冊子を解体し、一丁ずつ洗浄・乾燥、綴じ直しを行った。水洗不能と思われる特殊な紙資料についてはドライクリーニングを行った。解体・洗浄に当たっては、事前に岩手歴史民俗ネットワークを通じて所有者の了承を得て行った。

平成24年3月には、前川家文書の綴じ直しと記録整理等を行い、一連の作業が終了した。



岩手県立博物館での作業の様子

#### 4. 救援活動参加の成果と課題（自身にとつての成果と課題）

この度の文化財レスキュー事業への参加は、計らずも当館職員の資料防災・被災復旧スキルを高める機会となった。特に、大量の海水損資料の処理という課題に直面し、他団体の活動を参考にしながら、自らも作業を進めることで多くの知見を得ることができた。大量の水を含んだ紙の乾燥法についても、真空凍結、真空圧縮、送風等、紙・資料の形態に合わせて適用された様々な復旧事例を実地で見聞き、参考にすることができた。

図書館で資料保存に携わる者としては、脱塩の方法、残留海水成分と紙の劣化・長期保存性との関連、洋装本の復旧について大きな関心を持っている。実際の作業現場では、資料の特性、

価値、形状、所有者の要望等の関係もあり、どこまで洗浄すれば良いか、またどのように洗浄するのが良いか、悩む場合も多く、専門家による今後の更なる研究の進展と一定のスタンダードの提示に期待している。

また、特殊な事例を別として、図書館の被災復旧に限れば、作業に携わった経験から、被災資料は全て復旧する必要がないことが分かった。多くの場合、地域の図書館は住民に対して、教養・娯楽・生涯学習支援等のために資料を提供しており、それらの多くは再入手が可能である。今回の被災復興支援の中では、図書への寄贈や新規購入のための財政的支援が複数の図書館関係団体から行われた事実もあつたことに加え、不特定多数の利用者が直に手に取って読むという一般図書の利用形態を衛生面から考慮すれば、海水、生活排水、汚泥等で汚損された資料を復旧して活用するよりも、新品を提供することが望ましいだろう。

よって、図書館資料においては、全てを救済するのではなく、その地域の歴史、共同体のアイデンティティに関わる郷土資料等の内、更に代替不能な唯一性の高い資料に絞って復旧作業を行うことが重要だろう。また、復旧方法としてはオリジナルの救済だけでなく、他機関で所蔵がある場合や、資料が一定レベルまで復旧できる場合は複製という手段もある。日頃からセクションを行って長期保存対象資料をリスト化し、例えば保存容器を活用して収納する、より安全性の高い環境に収蔵・配架する、デジタル化等代替化を進めるなど、管理レベルを一般図書と分けることで大規模災害における減災を図り、復旧するに当たっては、オリジナルの修復と同時に他の手段も併せて考慮することが重要と思われる。こういった資料防災・復旧対策の普及・啓発は、当館として一層、力を入れて取り組むべき課題であると認識している。

更に、博物館・美術館図書室の資料についても同様に代替、再入手が促進されるよう、分野を超えて支援情報を共有し、連携を深めることも迅速な復旧には必要ではないかと考える。資料デジタル化による情報共有、文化財保存機関としての日頃の技術的連携並びに大規模災害時の人員等の相互支援など、MLA連携推進は益々重要性が高まっている。

今回の被災資料救済支援を通じて、図書館が課題として認識しているのは、紙媒体以外の資料の救済である。日本写真学会、専門業者が被災写真やフィルム救済のガイドライン等をウェブ上で公開したことは非常に有意義であり、熟練の修復家やボランティアの活躍も多く報道され、貴重な情報を得ることができた。

一方で、音楽・映像資料やデジタル媒体の救済に関する分野では、映画保存協会が映画フィルムやビデオテープの救済支援を推進していること以外はなかなか情報が得られなかった。図書館でも、またその他機関でもレコード、ビデオ、光ディスク、

磁気ディスク、ハードディスクなど様々な媒体で有形・無形の文化財の記録や、住民生活に関わる重要な情報を多く保存している。この度の震災でも多くが被災したのではないかと推測されるが、被害規模に関する情報も得られなかった。また、更にデジタル媒体の復旧に関しては、当館も民間企業の支援情報以外、公的機関による情報は得られなかった。今後、資料としても、記録としてもますます媒体の多様化が予想され、当館としても今後の災害対応に向けて、更に情報収集や調査を進めなければならないと認識している。

## 5. 委員会のあり方についての評価と指摘すべき問題点

今回、文化財レスキュー事業による救済対象を被災文化財「等」、そして「指定未指定を問わない」としたことによって、救済対象が行政文書・図書館資料へも拡大され、当館も含め多様な保存関係団体の参加を可能にしたことは非常に大きな意義があると認識している。

当館は国立国会図書館法（昭和23年2月9日法律第5号）によって規定された組織であり、同法第21条第1項2番には図書館を支援することが明記されており、災害時に図書館以外の機関を支援対象とすることは難しい面がある。しかし、文化財レスキュー事業への参加により、被災県の教育委員会から支援要請があれば、機関の枠にとらわれず、当館職員の技術を生かして、被災資料の救済支援に従事することが可能となった。博物館・美術館、文書館、研究者等による歴史資料救援ネットワークなど多様な団体と共に、図書館からも活動に参加できたことは大きな前進である。今後は関連団体、協会の参加も得て、図書館界全体として寄与できるように検討を進めたい。

この度の文化財レスキュー事業はMLA連携そのものであったと言えるだろう。今後、それを更に進展させることで、社会教育全般の基盤強化と、大規模災害時の支援・協力体制の円滑な構築が可能になるのではないと思われる。特に、日頃の情報交換・共有、連携強化が進むことによって、各機関の特性・得意分野・関連ネットワーク等を互いに熟知し、非常時の支援の需要と供給の調整が円滑に行われるようになることには大きな期待を抱いている。

今回、当館が文化財レスキュー事業に参加して、貴重な経験を積むことができたのは、公益財団法人文化財保護・芸術研究助成財団からの支援及び文化庁の委託といった財政基盤に加え、東京文化財研究所による事務局基盤が整備されたことによる。当館は繰り返し被災現地にレスキューに赴くための旅費の工面にも、煩雑な事務手続きを本務と両立させながら行うことにも困難があったが、財政的にも事務的にも支援を得たおかげで、レスキュー活動そのものに注力することができた。また、

救援委員会からの依頼を待つばかりでなく、当館が被災現地と顔の見える関係を構築した上で依頼を受けた事業にも物的・財政的支援を得られるようになり、結果として当館の文化財レスキュー事業参加の幅が広がった。この場を借りて御礼を申し上げたい。

## 6. 震災時文化財レスキュー活動のあるべき形態（提言）

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等については、近い将来の発生、切迫性、そしてそれに伴う大規模被害の発生可能性が指摘されている（注7）。今後の災害規模がどの程度になるかは想像する由もないが、これまでを振り返ってみても、県域レベルの大規模災害は毎年のように発生している。そのような状況を踏まえれば、分野横断的な協力体制の下、平時において防災・被災資料復旧に関する備え、被災資料復旧に関する情報提供、資料防災に関する啓発活動を推進し、いざ震災の時にはMLA関係機関を組織して機動力ある救援委員会を構築する必要があるのではないかと考える。今後の関係機関による検討の進捗に期待したい。

注1 『国立国会図書館年報』平成22年度 第11章 東日本大震災への対応

注2 「被災県図書館の資料救済要望等に関する現地調査<報告>」『カレントアウェアネス』No.193 E 1172  
「被災県図書館を訪問して」『ネットワーク資料保存』98号 日本図書館協会・資料保存委員会 2011年6月

注3 「図書館連携協力による被災資料救済」『図書館雑誌』105(7) 日本図書館協会 2011年7月

注4 江戸時代から明治にかけて仙台藩の村役人の役職（大肝入）を世襲していた吉田家には、行政記録等をまとめた「定留（じょうどめ）」と呼ばれる史料が95冊残っていた。他の絵図などと合わせ「吉田家文書」として平成7年に岩手県指定文化財となり、所有者から陸前高田市立図書館に寄託されていた。

注5 前川家は漁業と貿易で産をなした盛岡藩の御用商人。吉里吉里を根拠地として栄えた。屋号は東屋孫八、通称は吉里吉里善兵衛（きりぎりぜんべえ）。

注6 一枚刷り。一枚の紙葉に印刷されたもの。一枚の紙面に書写された未表装のものを含めて一枚物ともいう。（『日本古典籍書誌学辞典』1999.3 岩波書店）

注7 「我が国で発生する地震」内閣府/防災情報のページ/地震対策 [http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku\\_gaiyou/pdf/hassei-jishin.pdf](http://www.bousai.go.jp/jishin/chubou/taisaku_gaiyou/pdf/hassei-jishin.pdf)